

我が国の明治期における体育教育に関する研究

原 田 理 人¹ 又 吉 沙 耶²
田 邊 良 祐³

1. 緒言
2. 「学制」と教育理念
3. 体操伝習所が教育に果たした役割
4. 瑞典（スウェーデン）式体操の導入と混乱
5. 明治憲法と教育
6. 明治時代の戦争と教育
7. 結語

1. 緒言

我が国における体育教育は、時代とともに様々な様相をみせてきている。これは時代や歴史上における社会背景の変化に多大な影響を受けており、時代の流れが大きく変化した明治5年（1872年）に発布され、軍政の元で近代学校の成立発展の基礎となった「学制の交付⁽¹⁾」から、大正時代には第一次世界大戦下の中、新教育運動などの影響を受け様々な教育が生まれている。昭和に移ると一層軍事国家体制に組み込まれるなど、戦前と戦後における学校体育の姿には大きな違いがみられる。

わが国における体育科教育の始まりは、明治時代に官立師範学校の教師が体操指導を行ったことであったとされるが、明治時代から大正時代、昭和初期にかけては、諸外国からの情報や体育科教育に関する体操教育を中心として行われてきた教育から、「教練⁽²⁾」や「体鍊⁽³⁾」などを含んだ総合的な教育への拡大への試みが見られる。

明治維新をきっかけとして国の近代化を図る政策の一環として明治時代の教育者・研究者の手によって教育改革が進められる中で、体育教育に関する研究も進められてきているが、この明治期においては「学制」という教育に関する基本法令が発布されてきたが、その実は「教練

「体操教育」などを中心として建設されてきた背景がある。日清・日露戦争や第一次世界大戦などが勃発するという厳しい社会状況の中で、数少ない情報を頼りに手探りで取り組んできたという明治期から昭和初期を体育教育の構築期と捉えるならば、そこからの大きな転換点となったのは、明治時代の「学制」や大正期における「自由教育」、昭和初期の「自由主義」「個人主義」を基本とした教育理念などであるが、それらの篇首は、やはり明治時代にあるといえる。

当初の教育理念や意義、方針などの想定を著しく変化させることに影響を与えたのは、明治初期における壮大な国家観と近代国家への転換であったはずが、一方で軍事国家としての様相を見せてきたのは、アジア諸国が欧米列強の侵略によって植民地化が進められたことや、南下政策を進めたロシアが北方より、フランスが南方から中国に進出することで、それまでアジア侵略を進めたイギリスの植民地を挟撃するという状況が生まれたことに起因する。つまり、隣国で展開される侵略戦争による危機感によるものとされている。

明治時代においては、近代国家をつくるために欧米の先進文化や化学技術の習得を進め、「富国強兵⁽⁴⁾」をスローガンとして、国の政策として体系づけた。また、国力や文化においても欧米諸国の水準に到達させることが明治国家の目標とされていた。そのためには日本全国から、明治維新前後の身分制度に縛られない人材発掘や人材育成を実現させるため、教育制度が必要となったのである。

そういった、ある種の緊迫感が伴う社会背景でありながらも我が国は近代国家への道を模索することになるが、教育改革も同時に進められ

¹ 岐阜協立大学経営学部教授

² 岐阜協立大学経営学研究科1年

³ 岐阜協立大学経営学部講師

ていく。国の近代化と共に教育も近代化を進めるべく、「学制」という初の学校制度が構想されたが、このような日本国内の状況下においてそれらが実現されるはずもなく、地域の実情を考慮しなかった画一的な強制教育に対する様々な反発によって、1879年（明治12年）には「学制」も廃止に陥り、この「学制」に代わって教育令（自由教育令、太政官布告）が公布されることとなった。しかし、翌年の1880年（明治13年）には、教育令（干渉教育令）が改訂された。これには教育に対する政府の監督責任が強調されるなど、明治時代初期の教育法制は、極めて不安定であったとされているが、この時代は当時の研究者によって、わが国の体育教育には何が必要であるのかが真摯に研究され、成長期における体育教育のあり方にも着目するなど、その体育教育の理念構築に取り組み始めた時期でもある。

体育教育における原点は、明治時代の「教練」や「体操」などを柱とした教育形態であったとされている。現代の体育教育は、科学的研究が進み、教育学や体育学、スポーツ科学、倫理教育や道徳教育などを基礎的背景として構築され、活発に知識や情報が更新されながら現在に至っている。

やはり現代教育の原点は、1947年（昭和22年）に公告として発表された「学習指導要領（試案）」であろう。これは、1945年（昭和20年）における戦時教育令の廃止に基づいた、GHQ⁽⁵⁾による「教育に関する指令（軍国主義教育の禁止）」に基づくものであり、この学習指導要領のベースは、アメリカのコース・オブ・スタディ（Course of Study）などを参考として作成されたものである。しかし、それらの統一された教育政策のもとで展開される以前は、先達の研究者による独自の体育教育研究によるものであった。

明治期に行われた注目すべき体育（体操）教育が教育課程として浸透することとなったのは、永井道明の視察留学が起点となっている。また、後の三善喜久雄によるデンマーク体操を基本とする「生命体操」といった体操理論も後に大きな影響をもたらしている。この体操理論の提唱

者である三善喜久雄は、欧米留学の経験などによって、新たに「体操教育理論」を編み出している。

我が国における体育教育の歴史を顧みると、極めて重要な概念構築期であると考えられるこの時期に、体育教育の専門書を発表し、当時における体育教育の柱となったこれらの教育指針や概念的構築は、非常に重要な役割を果たしていたといえる。

明治期の学校教育は、体操種目や集団教練、精神教育、体力・精神力修練の場など、様々な理解の側面があったようであるが、貴重な海外留学経験などからも、諸外国における体育教育や海外の研究者の教訓などを加味し、独自の概念構築を図っているが、これらの文献の発行が戦時中の混乱期と重なったこともあり、統一された概念が存在するわけではなく、それぞれ独自性のある研究から生み出される固有の見解であることも踏まえてはならない。本研究では、体育教育の概念という視点からの解明を行っていくことを目指すが、その資料数も限られているが、この時代における研究から戦後の革新的な体育教育の発展に繋がられていったと考えられるため、体育教育の方法論的解明よりも、その根底にある概念の動きを探っていくことを目指したい。

本研究の目的は、明治時代の混迷を極めた時代ながらも、我が国の近代化に突き進む中における体育教育の誕生と、教育の黎明期といえる明治時代の体育教育に着目し、体育教育における属人思考の研究ではなく、その時期の社会背景が学校体育に与えた影響を探索することで、明治時代における体育教育の特徴を企図することにある。

2. 「学制」と教育理念

明治時代は、教育近代化の礎となった時代である。この明治時代には、教育行政の中心となる文部省が1871年9月2日（明治4年7月18日）に、学術・教育を担当する官庁として東京神田の湯島聖堂に維新政府により設立され、初代文

部卿には大木喬任⁽⁶⁾が任命され、教育制度や「学制」の導入による教育の近代的を目指すこととなり、日本最初の学校制度近代化を目指した基本法令である「学制」が施行された。この「学制」は明治5年(1872年)に発布され、我が国における近代学校制度の成立発展の基礎となった。

「学制」を公布するにあたって発布された「太政官布告⁽⁷⁾第二百十四号」は、その基本精神を明文化したものであり、学制公布についての政府による宣言書といった趣旨である。

文部省はこれらを学制本文の前に示して全国に頒布したものであり、「学制」における趣意にあたる。これは新たに全国へ学校を設立するための主旨が盛り込まれた他、学校で教育を受けることの意義を説いたものであるが、そこに記載された教育観や学問観は、それまでの「儒教思想⁽⁸⁾」に基づく教育趣旨とは明らかに異なり、逆にこれを批判的に取り扱い、排除する方向性が示されている。つまり、これらは欧米の近代思想に基づいており、個人主義や実学志向⁽⁹⁾の教育観、学問観を基本としている。これはまさに「幕末から明治初期にかけての最大の啓蒙思想家」と呼ばれた福沢諭吉⁽¹⁰⁾による思想を象徴するものともいえる。福沢は「独立自尊」「実学」といった教育の重要性を説いた。また、「独立自尊」の獲得は生来のものではなく、教育によってなし遂げられるとしている。

この太政官布告の趣旨は、「学問や教育と学校は不可分の関係であり、国民は学校という機関を通じて勉強してこそ、立身出世の道が開けるものである。人間が生きるために得るべき能力を得るためには、勉強に励む必要がある。」といったものであったが、教育を受け学問に勤しむのは一定の身分に限られており、実際には学問の必要性を認めていなかった。そこで、文部省は「学制」を定めることで、こうした従来からの一般的な学問に対する考え方を改め、国民に等しく学問を授けることを目指したのである。

この時の学校教育の考え方は、学校が究極において目標としていることは「人々各々その身を立て、その産を治め、その業を盛んにする」

ことであり。この立身⁽¹¹⁾・治産⁽¹²⁾・昌業⁽¹³⁾のためには、人々すべてその身を修め、智を開き、才芸を長ずることが肝要であるとするものである。学校は、「身を修め」「智を開き」「才芸を長ずる」ことを修める機会をもたらす場所であり、人は分け隔てなくその才能天分に応じて勉修していくような学問に従事すべきとしたが、明治憲法における基本的人権の保障は「法律ノ範囲内」という限定付きのものであった。

この新しい学校についての考え方は、近代化教育の礎となった学校観であったといえる。「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」という壮大な志をもって全国に整備するとされた学校は、「立身・治産・昌業のために役立つものであるべきである」と宣言された。

つまり明治5年に公布された「学制」の中にある学校や教育についての思想は、教育近代化の精神によるものであった。「学制」の施策に基づいて急速に学校の設置が進むにつれて、この教育精神が全国各地に拡がり、教育や学校に関する近代化思想が根付いていくことになる。この新しい教育観・学校観が、近年の教育に至るまでの方向性をもたらしただけでなく、学校教育の意義や性質を規定することにつながった。このように明治時代の「学制」公布は日本の教育における重要な役割を果たしたといえる。

このように明治政府は、明治5年に「学制」の趣旨を声明した太政官布告とともに「学制」を発布し、当時の文部省は翌日に全国へ「学制」を公布した。この「学制」は、全国を大学区、中学区、小学区に区分し、学区制によって小学校、中学校、大学校を設置することとしていた。この「学制」の実施により、全国にまず小学校が設置され、その後中学校や大学も設立されたが、当初の想定通りに実施され、効果を生み出すことはなかった。発布当初規約に盛り込まれた構想は極めて画期的なものであったが、当時における実際の社会状況には適合させることができず、この政策に対する批判も多かっただけでなく、「西南の役⁽¹⁴⁾」後の政治的、経済情勢の変化などによって、1879年9月に新たに「教育令」が公布された時点で廃止となった。こ

の当時は「体操科」というような科目は見当たらず、それに相当するものとして「養生法⁽¹⁵⁾」及び「体術⁽¹⁶⁾」などが存在していたものの、実際に現代の体育に相当する科目はほとんど行われていなかった。

文部省の「近代教育制度の創始」によれば、学校においては各科目の授業で使用する教科書を入手することが必要となっていたが、当時は欧米の教科書を翻訳したものを使用し、これを全国に普及させる方策をとったとされている。

「学制」は、元来欧米の教育制度を基本として定められたものであって、実地経験を基礎としたものでなかったために、検討を要する多くの問題を含んでいた。このような「学制実施」の経験により、また当時における社会の変化に対応させるため、明治12年9月「学制」を廃止し、「教育令⁽¹⁷⁾」を公布した。教育令では体操は土地の状況によってこれを授けるものとあるだけで、具体的積極的には行われていない。明治14年5月の小学校教則綱領には体操科目の掲載はあるものの必須科目としてではなく、学校の選定によるものとされており、同様に中等学校教則大綱及び師範学校教則などにも教科として挙げられてはいるが、「体操（体操）は適宜これを課すべし」とされおり、具体的な時間数等は記載されていない。

3. 体操伝習所が教育に果たした役割

我が国において体操教育を重視していたとされる東京師範学校（後の東京教育大学～現筑波大学）であっても、「軍事教練」などに用いられている方法程度の教育内容とされていたため、文部省は教科としての体操教育に関する知識や技術が不足していることを認識し、当時最新の体操教育を進めるために、普及に相応しい指導人材をアメリカに求めた。

1878年（明治11年）政府は、当時の文部大臣であった田中不二麿⁽¹⁸⁾の意向に添い、同年6月より米国アマースト大学卒業者であったジョージ・アダムス・リーランド⁽¹⁹⁾（以下A.リーランド）を教官として招き、同年10月に政府は体操

練習所を設立した。このA.リーランドを招くにあたっては、1872年に札幌農学校のクラーク博士の紹介でアマースト大学を訪れた田中不二麿が体操場を見学した際に、エドワード・ヒッチコック博士らと面会した田中はここでの体操教育に感銘し、日本の学校でもアマースト式の体操を展開しようと決意したことに始まる。

A.リーランドは、米国において「ダイオルイスの体操術⁽²⁰⁾」を習得し、来日後は陸軍及び諸学校の体育状況を視察した。そして当時の日本国民に最も適切な体操法を選定し、伝習所において約25名の生徒に教授する傍ら、一般にこれを普及させる事に力を尽くした。1878年（明治11年）11月には、初めて新体操術を東京女子高等師範学校⁽²¹⁾の生徒に実施させた。次いで12年4月2日から東京高等師範学校⁽²²⁾の学生にも体操を教授し、その後、東京外国語学校学生等にも普及しはじめ、公私立学校の特志教員⁽²³⁾にも入場を許可するなどして、その便宜を図る等、体操術そのものの紹介にも力を尽くすと同時に、指導者の養成にも尽力している。教材としては、徒手体操の他に少数の器械体操及び歩兵操典⁽²⁴⁾の一科を加えるに至り、学校体操科の内容も整ってきたことや、体操伝習所は1881年（明治14年）に第一回卒業生を出すまでに至ったため、A.リーランドを帰国させ、日本人が運営にあたることになった。

国は1885年（明治18年）に体操伝習所の直轄設置を改め、東京高等師範学校の付属としたが、翌1886年（明治19年）当初の目的を達成したとの理由で廃止された。1878年（明治11年）創設以来8年に渡り体操教育普及の必要を説き、欧米体操術の宣伝と日本在来の運動法の教育的価値において、これらの研究を発表し、その展開すべき所を明らかとした上で、次に文部省所轄の学校（男女師範学校）において体操の授業法を教授し、その卒業者には体操教育の免許状を与えるようになった。一方で体操伝習所の卒業者を全国各地に赴任させ、体操教育を実施させる等、体操伝習所の体育教育への貢献度は高い。

4. 瑞典式体操の導入と混乱

A.リーランドの体操の輸入から20年を経て、その体操伝習所の影響もあり、1890年(明治23年)の改正小学校令⁽²⁵⁾では体育を尊重し、体操を一学科と認め、尋常小学校においては遊戯より次第に軽体操に進み、高等小学校においては、男子には「兵式体操」を、女子には「普通体操」もしくは「遊戯」をさせていた。1902年(明治35年)には、アメリカにおいて医学を修めた川瀬元九郎が帰国し、教鞭を日本体育会体操学校でとりながら瑞典(スウェーデン)体操の普及に力を尽くした。しかし当時においては未だ一般よりあまり顧みられなかった。一方、坪井玄道はこれに先立つこと一年、1902年(明治35年)ドイツで学んで帰国し、その遊戯体操を紹介している。

1878年の体操伝習所設立に関する公文書においては、「体育に関する諸学科」といった項目がみられ、その具体的内容としての「体操術」が記述されていたが、それらの多くは体操の技術や方法に関するものであった。それから1900年代年初めになって高島平三郎の『体育原理』による体育の理論的研究が登場することになるが、この時には体育の哲学的考察に関する言及もみられていない。

また、瑞典(スウェーデン)式体操が最も学理的でしかも優秀な体操法であることを唱えた研究者には、井口アグリが存在した。井口アグリは1900年(明治33年)に渡米し、ボストン体操師範学校で三年間学び、明治36年に帰国した後、東京女子高等師範学校内の国語体操専修科の教授の職に就き、瑞典式体操の学理及び実際を紹介した。

また一方で、坪井玄道はこれより一年前にドイツへ留学し、1902年(明治35年)帰国した際に持ち帰った「遊戯体操」を紹介している。

しかし、教育者や指導者らはどのそのいずれを選択すれば良いのか迷うことも多く、体操教育についての統一感が得られなくなったため、政府は統一の必要から体操遊戯調査会を設置して調査を進めた結果、瑞典(スウェーデン)式

体操を用いる事に決定したが、未だ十分な統一をみる事ができなかった。1907年(明治40年)に文部省は更なる調査を陸軍と協力して行うべく準備したが、委員会における意見も統一されなかったため、何の決定もできずに散会している。こうしてみると、やはり体操教育や体育教育に至っては、軍との関わりが強く影響していることも理解できる。

こうした状況を打開するため、文部省は永井道明を海外に留学させ、1909年(明治42年)に帰国すると再び学校体育における体操教育の調査が行われ、1911年(明治44年)に学校体操教授要目の草案を作成し、統一教授方法を全国の中等学校へ配布し、再度体操科教員の意見を収集し、大正2年1月28日に学校体操教授要目として公布された。これにより学校体操教育の統一化が進んだ。

さらに櫻井恒次郎は、この時期に学校体育教育に大きな影響を及ぼした。櫻井は医師として解剖学や生理学を基本とした瑞典式体操の普及時代にあって、解剖学的見地からも体操を研究し、合理的な体操教育を展開し、我が国における体操教育に多大な貢献を果たしている。

その後、体育教育として各種の運動が行われるようになり、教育現場では従来の体操要目では満足しなくなったため、教育要目の改善が求められ、さらに時代の要求に応じて体操教育の進むべき方向性を示す必要が生まれた。そこで、文部省は大正15年7月学校体操教授要目を改正した。その教材としては「体操」「教練」「遊戯及競技」「剣道及柔道」が用いられて今日に及んでいる。

その後、従来著しく不統一であった学校教育における体育教育に一定の標準を設ける意図によって、昭和8年5月8日に文部省訓令第十五号として、体操教授要旨が公布された。

5. 明治憲法と教育

1889年(明治22年)2月11日に大日本帝国憲法(明治憲法)が公布されたことにより、我が国は欧米世界に対等に対応する「立憲制国家」

を形成することになった。国会開設の詔勅（明治24年）が発せられたのち政府は憲法制定の準備を進め、この明治憲法制定に基づいて我が国の政治が行なわれ、その後の教育行政はこの明治憲法を基本として実施された。これによって公教育⁽²⁶⁾を含む国政の全般が憲法の規定に従って運営されることになったが、この憲法では教育に関する直接的な条文は設けられることにならなかったが、天皇の大権事項⁽²⁷⁾中の「臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ」発する「必要ナル命令」の中に教育が含まれることとなった。これにより、憲法上の立法事項以外の教育に関する基本事項は、この勅令により規定されるという、教育法規の勅令主義方式が成立することとなった。

また、立憲制成立への対応措置として、政府は徳育における明文化を柱とした「学制」以来の公教育に関する理念を一定化し、国家の安定的発展を目指すこととなった。

この時の総理大臣であった山県有朋は、軍内部の思想統一に貢献した「軍人勅諭」（明治15年）に倣って「教育の根本を勅諭で定めることが必要」であるとし、「教育勅語⁽²⁸⁾」が發布されると、それが「国民道徳」及び「国民教育」の基本とされ、やがて国家の倫理基準としても重大な役割を果たすことにつながった。我が国初の文部大臣である森文政の末期に立憲制や地方自治制の成立を前提とした諸学校令の改正が計画され、明治23年前半には文部省内で小学校令・中学校令・師範学校令・専門学校令・大学令の五学校令案が準備された。

しかし教育勅語の発布に代表されるような新たな政策動向の下でこの構想は根本的に再検討されることとなり、地方制度の確立に伴って改編が不可欠とされた小学校制度について当面まず改正し、他の学校制度は明治20年代を通じて逐次再編成する方策がとられた。

小学校令は23年10月に公布されたが、これは森文相期の小学校令を廃止して新たに制定し直したものであり、地方自治制と教育との法制的関係を明確にするとともに、小学校制度の全般的な整備を図ったものである。

教育は本来国の事務であり、自治体は国から

の委任により小学校の維持や管理に当たるとされた。翌24年中に施行上の諸細則が数多く整えられ、この第二次小学校令は25年4月を期して実施されたが、これにより小学校は制度的に一新されることになった。次いで24年に中学校令が部分改正され、府県立中学校の一府県一校の制限が廃されたほか、高等女学校が中学校の一種として制度的に確認された。25年に師範学校に関する諸規則が一括改正され、その教員養成学校としての独自性が確定化されるなど改革が進められた。

これらの改革が始まったのは、経済不況がほぼ収まって「企業勃興」を迎えた時期であり、産業の改革を進める方向に沿い、社会に有用な人材を育成するという点から、教育制度全体の改革を図られた。つまり、実業補習学校・徒弟学校・簡易農学校などの実業学校を制度化し、その発展を財政的に支えるための実業教育費国庫補助法も成立させている。

明治憲法には第九条に、「法律の執行、公共の安寧秩序の保持、臣民の幸福の増進のために必要な命令を発する」ことを天皇の大権事項として定めており、この勅令はこの条文に基づくものであり、このことは明治憲法下における教育法令の勅令主義とされ、教育行政の基本となるものである。

6. 明治時代の戦争と教育

日清戦争は、1894年（明治27年）7月から1895年4月まで、日本と清国の間で、朝鮮に対する支配権をめくり勃発した戦争である。戦争の結果は日本の圧勝に終わり、下関条約において、日本は清国に朝鮮の独立を認めさせている。さらに、当時の日本における国家予算の4倍ともなる多額の賠償金と、遼東半島・台湾・澎湖列島を清国から割譲させた。

日清戦争での勝利は、明治政府が押し進めてきた近代化の改革が成功したことを示し、近代国家としての日本の地位を確立させるものとなった。

さらに政府は、1903年12月末の閣議で開戦準

備促進を決め、旅順艦隊出動の報を受けたため、1904年2月4日の御前会議では対露国交断絶と軍事行動開始を決定し、2月10日には、日露両国はそれぞれ宣戦を布告し、日露戦争が開戦された。この戦争は1905年5月に講和を結ぶまで続き、大量の犠牲者を出しながらも終戦を迎えることになるが、この戦争が第一次世界大戦の布石となった。

この時代における日本では明治政府成立の直後から、朝鮮侵略政策が政府の重要な対外政策となり、1875年(明治8年)には江華島事件を引き起こし、翌1876年には朝鮮側にとって一方的に不利な日朝修好条規を結ばせているが、当時進んでいた欧米列強によるアジア侵略を警戒し、日本も同じく「賊」であるとする衛正斥邪論⁽²⁹⁾を主張する儒学者も多かった。

また同時に政府の軍部にとっても教育は大きな関心事項であった。陸軍少将山田顕義は、「強い軍隊の基礎は兵士が銃を取り敵前に進む訓練ではなく、人民一般の知識が敵兵よりも超越することが最重要である」という趣旨のことを述べている。

しかし、軍人にとって最も重要とされていたのは「忠節」つまり主君(天皇)に対する忠誠であった。また、1882年(明治15年)に発布された「軍人勅諭⁽³⁰⁾」では、「忠節」「礼儀」「武勇」「信義」「質素」の五つの徳目のうち、「忠節」が重視され、いかに知識や技能に優れていても、忠節心の涵養が最も重要であるとされていた。

軍部にとっては、初等教育には忠節心を持った国民を育成するために欠かせない役割を有していた。また、教育者となるためには、公立学校の教師であれば師範学校の卒業生でなければならないが、師範学校は高等と尋常の二種とし、高等は東京に一所設置し、卒業生は尋常師範学校の教員または校長となり、尋常は各府県に一所ずつ設置し、卒業生は各学校の教員または校長となることができた。師範学校の生徒は、衣食の他、日用品、一週間ごとの手当、文房具、靴下が支給されるなど、特別な待遇であったが、師範学校の生徒は寄宿舎生活が義務付けられ、監視のもとで厳しい規則による生活が求められ

ており、師範学校の生活や各種訓練には軍隊方式が取り入れられていた。高等師範学校長には陸軍軍務局長が、同行体育教官には陸軍将校が現役のまま任命されていたことから、教員が軍隊方式で養成されることで、各師範学校でも軍隊式の教育が進められたといえる。

幕末から明治にかけては、海外列強による軍事的圧力の促進と、それらに対応するための軍制改革に関連した「兵式体操」、そして西洋医学を基礎とした「養生」や「思想」が我が国における近代体育の源流となっているが、それらが大衆に根付かなかった原因のひとつに、初等教育の普及を進めようとする「学制」の趣旨にもかかわらず、高等教育からの体操教育の啓蒙という上位下達の施策に問題があったとされている。

このようにこの時代における教育は、戊辰戦争からさほど時間を得ない状況の中で、近代国家を築こうとする中での明治憲法制定、そして近隣諸国との戦時下という国家的な混乱の中でも教育を進める意義や必要性を明文化し、近代教育への道を開いたのは極めて大きな出来事といえるが、体育教育という観点からすると、本来的な役割や意義とはかけ離れ、軍政に関するプロパガンダや政府に対する忠誠や忠節心を育む教育、もしくは軍事教練といった趣旨の教育が基本となっていたことは否めない。

表 明治時代年表

西暦	和暦	主な出来事	教育関連
1868年	元年	・ 明治維新	
		・ 戊辰戦争(～1869年)	
		・ (3月)五箇条の御誓文が發布される	
1869年	2年	・ (4月)江戸城無血開城	
		・ (3月)東京奠都→東京を首都とする	
		・ (6月)版籍奉還	
1870年	3年	・ (8月)蝦夷を北海道に改称する	
		・ (1月)大教宣布	
1871年	4年	・ (7月)廃藩置県	
		・ (7月)日清修好条規締結	
		・ (12月)岩倉使節団派遣 (1873年帰国)	
1872年	5年	・ (8月)学制公布→6歳以上の子どもに義務教育	・ 公布の学制によれば、その当時は体操科というような科目は見当たらないが、それに相当するものとして「養生法」及び「体術」と称するものがあった。しかし実際にはほとんど行われなかった。中等学校においては、学制上「体操」についての規定を見つけないことができない。「学制」については混乱の中でスタートし、混乱のまま進んでいったといえる。
		・ (9月)新橋～横浜間に日本初の鉄道が開通	
		・ (9月)沖縄を琉球藩とする	
		・ (10月)群馬県に富岡製糸工場が作られる	
1873年	6年	・ 太陽暦が採用される (旧 明治5年12月3日を、新 明治6年1月1日とした)	
		・ (1月)徴兵令を公布	
		・ (7月)地租改正→土地所有者に納税義務	
1875年	8年	・ (2月)平民苗字必称義務令	
		・ (2月)板垣退助が愛国社を設立する	
		・ (5月)樺太・千島交換条約締結→樺太はロシア領、千島列島は日本領とした。	
		・ (9月)江華島事件 日本vs李氏朝鮮→日本の勝利	
		・ 士族の蝦夷地移住開始→屯田兵による蝦夷地開拓始まる	
1876年	9年	・ (2月)日朝修好条規締結→日本側に有利な内容	
		・ (3月)帯刀禁止令が公布される	
1877年	10年	・ 西南戦争 西郷隆盛を筆頭にした士族vs政府→政府の勝利	
		・ (4月)東京大学設立	
1878年	11年	・ (5月)紀尾井坂の変→大久保利通が暗殺される	・ 政府は時の文部大臣田中不二麻呂の意見を採用し、6月より米国アマースト大学卒業生ジョージ・A・リーランドを招き、同年10月政府は体操練習所を設立した。当時の我が国民に適当な体操法を選定し、伝習所において約25名の生徒に教授する傍ら、一般にこれを普及させる事に力を尽くした。新体操術を東京女子高等師範学校、当時の東京女子師範学校生徒に実施させた。
		・ (6月)東京証券取引所開設	
1879年	12年	・ (4月)琉球処分→沖縄県を設置	・ 東京高等師範学校の生徒にも体操を教授し、その後、大学予備門、東京外国語学校生徒等にもこれが普及し、公私立学校の特志教員に入場を許可し、体操術そのものの紹介に力を尽くすと同時に、指導者の養成に苦心した。
1880年	13年	・ 国会開設の請願	・ 教育令(干渉教育令)が改訂された。 ・ 教育令では体操は土地の状況によってこれを授けるものもあるだけで、具体的積極的には行われていなかった。
		・ 東京YMCA創立	
1881年	14年	・ (10月)明治十四年の政変→伊藤博文、大隈重信を追放する	・ 小学校教則綱領には体操を載せてはいるが必須科としてではなく学校の選定によるものとされていた。同様に中等学校教則大綱及び師範学校教則には教科として挙げられてはいるが、「体操は適宜これを課すべし」とあって、時間数等の記載はない。 ・ 体操伝習所は14年に第1回卒業生を出すようになったため、リーランドを帰国させ、日本人が経営にあたった。
		・ (10月)明治天皇から国会開設の詔→1890年を期した国会開設の公約	
		・ (10月)板垣退助、自由党を結成する	

西暦	和暦	主な出来事	教育関連
1882年	15年	・(4月)大隈重信、立憲改進黨を結成する	・文部省令において初めて体操時間の規定がされた。尋常小学校においては唱歌・体操6時間、高等小学校においては5時間とし、ただし唱歌はこれを欠くことを得とある。体操としては幼年児童には遊戯稍、長じたる者には軽体操、男子は隊列運動を交えて行われた。
1885年	18年	・(12月)太政官制が廃止。内閣制度が充足。	・体操伝習所の直轄設置を改め、東京高等師範学校の付属とした。
1886年	19年	・(10月)ノルマントン号事件	・当初の目的を達成したとの理由で体操伝習場が廃止された。 ・尋常師範の学課及びその程度から、普通体操として準備法、矯正術、徒手。啞鈴、棍棒、球竿其他兵式体操等を行い、時間は男子1週6時間、女子1週3時間と記されている。
		・大阪YMCA(大阪体育会)を組織し体育事業の開始	
1888年	21年	・(4月)市制・町村制が施行される。	
1889年	22年	・(2月)大日本帝国憲法発布	
		・(7月)東海道本線全線開通	
1890年	23年	・(7月)第1回衆議院議員総選挙実施	・改正小学校令には體育を尊重し体操を一学科と認め、尋常小学校においては遊戯より次第に軽体操に進み、高等小学校においては、男子には兵式体操を、女子には普通体操もしくは遊戯をさせた。
1894年	27年	・(7月)日露通商航海条約締結→領事裁判権撤廃	
		・(8月)日清戦争→日本勝利	
1895年	28年	・下関条約締結→三国干渉にあい、遼東半島は諦める	・日清戦争も終りの頃には、体操実施の便宜上服装は筒袖を用いさせ、高等小学校においては軍歌を用いて「体操の氣勢を壮ならしめた状態」であった。
1896年	29年	・第1回オリンピック開催(ギリシャ・アテネ)	・教材としての撃剣及び柔術は満15年以上の強壯者に限り任意に正課外に行われるべきものと考えられていた。
1900年	33年	・伊藤博文、立憲政友会を結成する。	・小学校令施行規則中には今日用いられつつある体操科の教授要旨を公布し、小学校では適宜遊戯より普通体操を採用し、高等小学校においては、普通体操、遊戯及び兵式体操を教授した。
		・屯田兵募集停止→従来の上士族授産的屯田から農業開拓に重点を置く平民屯田の方式に転換	
1901年	34年	・八幡製鉄所を建設→清からの賠償金で建設	・小学校体操科課程及教授時間割の通達をし、これに従わせた。
1902年	35年	・日英同盟締結	・アメリカにおいて医学を修めた川瀬元九郎が帰国
1904年	37年	・日露戦争→日本勝利	
1905年	38年	・ポーツマス条約(日本側全権は小村寿太郎、ロシア側はヴィッテ)	
1909年	42年	・伊藤博文、ハルピンで安重根に殺害される	
1910年	43年	・日韓併合条約締結	
1911年	44年	・小村寿太郎、関税自主権を回復する	・高等女学校令及び中学校令の改正に伴い生理及び衛生の教授要旨を定め撃剣柔術を正科として体操科中に加えるようになった。
1912年	45年	・護憲運動がおこる	
		・〔7月29日〕明治天皇崩御	
		・〔7月30日〕大正に改元	

7. 結語

我が国における近代化は、アジア諸国が欧米列強の植民地となっていくことから生まれた危機感とその推進力となっていた。そこで明治時代においては、欧米による知識や技術を得る

ことで「富国強兵」を実現することであったことは既に述べた。つまり我が国の近代化の模範は欧米であり、当時の目標は欧米社会の先進事例に沿ったものであったが、それらを実現するためには、やはり旧時代の身分制度を廃し、優秀な人材を発掘・育成するための教育制度充実

化や学校制度が必要となってきた経緯がある。

明治時代の体育教育は、日本の近代化とともに、その重要性を説き始めた必要な役割を果たしてきた。加えて体育教育の多様性も含め、様々な時代背景において多岐にわたる意図が用いられ、重要視されてきた存在であった。我が国における教育改革は、当時基幹産業を持たなかった国家であった背景から「富国」を目指した殖産振興を目指す実践教育が目標となったほか、体育教育では「強兵」実現のための鍛錬を目的とした「身体教育」や「忠節」を養うため、「学制」と共に「体術科」という名称で設置され、合わせて現在の保健にあたる「養生法」も設けられたが、1941年（昭和16年）の国民学校令の発布まで、その流れが踏襲され、「体操」を中心とした教育活動が展開された。このように当時の体育教育には体操（明治時代には兵式体操）が用いられ、教育的命令と服従の関係で成立させていた体育教育であった。

つまり当時の政府への「忠節」の基盤づくりとなること目指されていたといえる。しかし、当時の研究者は、体育の重要性を強く解いており、この時の体育を支えた基盤としては H.スペンサー⁽³¹⁾による「知育、徳育、体育」といった「三育論」が強く影響している。

教育の内容については「身体教育」だけではなく、「道徳教育」にも取り組んだこと、科学的理論などの学びも取り入れたことなど、当時としては非常に先進的な取り組みを行っていた。主に体育教育は組織的な教育を行うことが目的である点も指摘されるが、混乱の教育行政の中で、実際には教師も手探りの状態であったことは想像に難くない。時に本来あるべき姿を見出せず、確かな根拠のもとに、教育方法論を確立させたわけではなかったといえる。しかし、混乱の中でも海外へ留学するなどして先進事例を貪欲に取り入れ、本来的な体育のあり方を追求していたり、科学的理論にも取り組んだりしながら、本来的な「人間が生きることと向き合う力」を身につけさせていくことも重視してきたことが今日の体育教育につながられてきたと推測される。

戦時下における体育の活用法は、「鍛錬」や「訓練」による暗中模索ではあったが、当時の教師や研究者が体育教育と真摯に向き合い、教育の発展に力を注いだことが混迷の時代を経ても体育教育の発展につながっていたと考えられる。

体操伝習書における A.リーランドの役割は極めて重いものであり、教育者の育成までに力点がおかれていたが、たった3年でその役割が解かれたのは、A.リーランドと国の思惑に齟齬が生まれていたのではないかと推察される。A.リーランドは当初の役割を踏まえて体操技能や教育方法を純粋に展開させようとしたのであろうが、国の思惑はやはり「兵式体操」や「忠節」を基本とした教育の進行を目指したためではないのかという疑念が生まれる。また、時の文部大臣であった田中不二麿は、体育の重要性を純粋な教育目的としたのか、また軍政の基盤づくりを進めようとしたのかは明らかではないが、歩兵操典への記載や学校での兵式体操実施などの状況をみると明らかに軍政の基礎形成といった色合いが強く読み取れる。

明治時代における体育教育の特徴は、体育教育における体操の位置付けであるが、明治時代に近代国家を形成するため、様々な社会機能や国家機能も整備されてくもの、その中でも教育制度に着手したことは近代国家を形成する上で重要な出来事であったといえる。しかし、欧米の模倣から始まった体育教育（体操教育）はやがて破綻をきたしていくことになるが、ここで着目すべきは、当時の教育行政に携わる人材による数々の先見性と実行力とその教育の精度を向上させてきていることであろう。1869年の戊辰戦争終結から近代国家へと国が変貌を遂げていく中で、その3年後には「学制」が発布されるなど、国家体制や地方自治なども整わない状況の中で、国民の平等原則が教育体制によって表現されていったことは極めて重要であった。また、体操を教育に取り入れるために、外国より指導者を招くだけでなく、方法論だけでは成り行かなくなると、すぐに指導者を留学させ、制度の再構築を行うというプロセスは、今日における体育教育の発展に影響を与えたと考えら

れるが、時の研究者は欧米における自由教育や自律性を重視した教育を目の当たりにしていることから、純粋に生きるために有用な体育教育の重要性を説こうとしていたと考えられ、軍政を基本とした教育方針との差異は埋め難い状況にあったのではないかと考えられる。

本研究は、明治時代における体育教育の誕生から社会的な混乱の中でどのように体育教育が進められていったのかという点に着目し、その変遷や特徴について整理したものであるが、その後の大正時代や昭和初期の体育教育についても、社会状況の変化に強く影響を受けていくことになる。

以降は、戦時下にあった明治時代から大正期における「自由教育」、昭和初期の「自由主義」「個人主義」などを基本とした教育理念から「学習指導要領」の交付といった教育環境の変化が続くことになるが、これらは追って研究テーマとして引き継いでいくものとした。

【註】

(1) 学制交付

「学制」は学校を全国に均等に設置し、子どもたちが自分の住んでいる地域の近くの学校に通えることを目的として、明治5年に公布された。江戸時代までの儒教思想に基づく教育とは異なり、「学制」は欧米の近代思想に基づいている。個人主義、実学主義の教育観を重視し、近代社会で力を持つ欧米諸国と渡り合うための、日本の未来を背負う人材育成を目指している。

(2) 教練

1913年に体操科の兵式体操(軍事訓練の教材)を「教練」と称した。1925年には男子中等学校以上に現役将校が配属されるとともに、「徳育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スル」ために独立の教科となったが、第2次世界大戦後に廃止された。内容は歩兵操典に準じていた。

(3) 体錬

身体を錬成して丈夫にすることを指し、体を鍛練し、強健にすることをいう。

(4) 富国強兵

幕末・明治初期における急速な資本主義化と軍備の充実をめざすスローガンであり、同時に「殖産興業」や「文明開化」のスローガンも目標は「富国強兵」にあったとされ

ている。徴兵令・地租改正・殖産興業政策により、資本主義を育成し国を富ませ、これを基礎として軍備を充実させ、欧米列強と対抗できる国力を育てようとしたものである。

(5) GHQ

連合国最高司令官総司令部の略である。第二次世界大戦後に日本を占領した連合国の中央管理機構。

(6) 大木喬任

「おおきたかとう(1832-1899)」は、官僚、政治家。幕末の頃勤王論を唱え、新政府誕生後は明治政府に出仕。明治元(1868)年外国事務局、京都府、軍務官の各判事、さらに東京府知事などをつとめた。91年第1次松方正義内閣では文部大臣となった。

(7) 太政官布告

明治維新後太政官の発した法令の形式。1873年以後は全国的に効力を有するものを布告、各庁(省)限りのものを達、または布達ふたつといった。後の法律に当たる。

(8) 儒教思想

儒教とは、「孔子」の打ち立てた思想が元となり、その後弟子たちによって深められていった学問である。孔子は、今からおよそ二千五百年前の中国の思想家であり哲学者である。その基本思想を指す。

(9) 実学志向

明治時代における実学教育は、富国強兵政策や殖産興業政策により重視された農業・工業・商業に関する実務教育を指す。人材の育成や能力別の登用は急務であった。欧米列強に対する産業力の育成を目指した志向である。後に我が国は産業育成や発展に成功している。

(10) 福沢諭吉

「ふくざわゆきち(1835-1901)」は、幕末から明治中期の日本を代表する啓蒙家、思想家、教育家。1860年咸臨丸で渡米。1861年翻訳方として幕府遣欧使節に随行、1867年幕府の軍艦購入使節に加わり再渡米した。3回の欧米渡航により近代文明を見聞し、資本主義文明を理解しようとした。明治維新時に蘭学塾を芝新銭座に移し、慶応義塾(慶応義塾大学)と名付け、明治政府への出仕を辞退し民間にあって教育と著述に専念した。

(11) 立身

立身とは。意味や解説、類語。認められて一人前になること。社会的に高い地位につくこと。

(12) 治産

生活の手段を立てること。家業に励むこと。職業をもつてくらすこと。自分の財産をみずから管理・処分すること。

(13) 昌業

事業を起こし盛んにすること。

(14) 西南の役

西郷隆盛を中心とした鹿児島土族の反乱。明治6年（1873）10月に西郷は一切の官職を辞して帰郷し、私学校を興して子弟の教育にあたった。私学校の生徒ら3万余人は、政府の開明策や土族解体系策に反対して明治10年2月に西郷隆盛を擁して挙兵した。これを政府は軍隊で鎮圧。明治10年（1877）9月24日、西郷をはじめ、指導者の多くは自決したことで乱は平定した。西南戦争と呼ばれる。

(15) 養生法

生活に留意して健康の増進を図ること。摂生方法。

(16) 体術

素手で、あるいは短い武器をもって、敵への攻撃や敵の攻撃を防御する術。柔術、拳法の類。柔術の別称、または同意語として混用されている。近世柔術の諸流派のうち、戦場組討の基礎技術、体力、強力の錬成、打拳・指頭術などを含み、練体という術を指す。

(17) 教育令

1879年（明治12年）に「学制」を廃止して公布された学校教育に関する法令。文部大臣であった田中不二麿が中心となって立案され、米国の教育制度をモデルとしている。「学制」に比べ、小学校の設置規定・教則・就学義務年限を緩和し、また教育の地方自主性を容認するなど穏健なものであり、「自由教育令」とも呼ばれる。

(18) 田中不二麿

「たなかふじまろ（1845—1909）」は、明治前期、教育制度草創期の教育行政家。明治12年（1879年）の「自由主義」的な第一次教育令の制定を推進した。1871年に岩倉遣外使節団の文部担当理事官として欧米教育制度を調査し、漸進的な教育行政観を持ち、学校での知育と歴史教育による愛国心教育、道義の育成という教育観に立つ改革を推進した。1874年文部大臣となり、実質上の責任者として「学制」の実現に努めた。

(19) ジョージ・アダムス・リーランド

(George Adams Leland)

「George Adams Leland (1850- 1924)」は、アメリカ合衆国の医師、教育者。日本政府の招聘により1878年（明治11年）に来日し、1881年（明治14年）まで体操伝習所教授として学校体操の指導者養成に尽力した。

(20) ダイオルイスの体操術

ルイスは真の発達の最高の形態はシンメトリーにあると

し、これは精神的にも身体的な発達にも該当するものであり、これは自然な遊びやスポーツに任せておくだけでは不十分であり、特殊な訓練の必要があるとし、体操に必要な要件は上半身の鍛錬であることを明確にしている。軍事訓練やダンス、乗馬などでは不足している点が指摘されている。

(21) 東京女子高等師範学校

高等女学校などの女子教員を養成した旧制の国立専門学校。現茶の水女子大学、奈良女子大学の前身。

(22) 東京高等師範学校

東京教育大学（現筑波大学）の前身。明治5（1872）年日本最初の師範学校、文部省直轄として創設されたが、1873年大阪と仙台にも官立師範学校が設立されたため、同校を東京師範学校と改称した。

(23) 特志教員

特別に任用された教員。

(24) 歩兵操典

旧日本陸軍の歩兵訓練と戦闘の準拠を示したものの。天皇の裁可を経て軍令として施行された。日露戦争後の1909年（明治42）根本的な改訂が加えられた。

(25) 小学校令

1886年公布された「教育は国家のため」という思想を基に森有礼が立案した。小学校を尋常小学校・高等小学校の2段階に分け、修業年限各4年として尋常科を義務制として、教育課程・教科書などは文部大臣が定め、教育の全国統一・中央集権化が制度化された。

(26) 公教育

国または地方公共団体によって維持、管理され、公費によって経費がまかなわれる教育をいう。

(27) 大権事項

旧憲法の下で、天皇の大権に属した事項。帝国議会の召集・開会、官吏の任命、軍の統帥、条約の締結など。

(28) 教育勅語

1890（明治23）年に明治天皇によって発布された戦前の教育の根本方針を示した勅語。

(29) 衛正斥邪論

「えいせいせきじゃろん」：正学を守り、邪学を退けるといふ、朝鮮・李朝後期の体制的思想。

(30) 軍人勅諭

1882年（明治15年）1月4日に明治天皇が陸海軍人に下した勅諭であり、軍紀の緩みを正し自由民権運動の高まりの中で軍人の縦社会の強化を図る目的として下された。軍

人の守るべき徳目として忠節・礼儀・武勇・信義・質素の五つをあげ、特に軍人が政治に関与しないように明示した。第二次世界大戦の敗戦まで軍人精神の根本となった。

(31) H.スペンサー

ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer, 1820-1903) は、イギリスの哲学者、社会学者、倫理学者。スペンサーは適者生存を生物の進化に限らず、社会学や倫理学にも応用して議論を展開した。

・高田哲史著：『日本における体育哲学の学的形成に関する研究』広島大学大学院教育学研究科紀要第一部第56号 (2007) P61-63.

・木村吉次著：『ダイオ・ルイスのNew Gymnasticsについて：わが国への「軽体操」の導入に関連して』 (1973)

参考文献

- ・大塚美栄子著：『1920年代、北海道における体育理論に関する一考察』(1988)
- ・米津光治著：『日本の学校体育の変遷と課題』文教大学紀要 (2017) P178,179.
- ・福田喜彦著：『戦前期における歴史教育史研究の方法と課題』日本社会科教育学会『社会科教育研究』No102 (2007) P13-19.
- ・村山鉄次郎著：『わが国の体操の歴史 (その2) 明治後期から昭和初期の体操の展開について』明治大学教養論集通巻231号 体育学 (1990) P32-36.
- ・文部科学省学制百年史編集委員会編：『学制百年史 (教育令の公布)』帝国地方行政学会 (1981)
- ・文部科学省学制百年史編集委員会編：『学制百二十年史 (教育令の公布)』ぎょうせい (1992)
- ・国立教育政策研究所編：『我が国の学校教育制度の歴史について (学制百年史等より)』P6.
- ・木村良成著：『明治時代の実業教育』法政大学P36,37,38.
- ・JICA国際協力総合研修所：『調査研究第二課調査研究報告書』『日本の教育経験 途上国の教育開発を考える』(2003.11) P12,13.
- ・大熊廣明=篠塚富士夫=村井友樹=佐藤亮=麻生邦義=竹下幸佑=李燦雨著
『体操伝習所旧蔵書文献目録に関する調査研究』筑波大学体育科学系紀要 (2012) P9.
- ・古城庸夫著：『体操伝習所と操櫓術』江戸川大学紀要第22号 (2012) P2 (P230) .
- ・杉山光信著：『明治期から昭和前期までの日本での言論統制』明治大学心理社会学研究 (2011)
- ・崎田嘉寛著：『敗戦直後の三橋喜久雄に関する一考察』体育学研究 (2017) P276,277.
- ・小林一久著：『明治初期の体育 (I)』一橋大学研究年報自然科学研究 (1967) P53-60.